

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の
最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え
に関する規則

平成18年4月1日

規則第1号

改正 令和3年11月規則第1号

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関しては、三条市職員の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則（平成18年三条市規則第28号）を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則の廃止）

2 三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成17年三条市規則第5号）は、廃止する。

附 則（令和3年11月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。